

資格の大原

第76回 税理士試験 酒税法

解答・合格ラインの読み

※問題・答案用紙は国税庁ホームページにてご確認ください。

今年も税理士試験
官報合格者の

多くが大原生です!!

■2025年度(第75回)税理士試験
大原生官報合格占有率(2026年1月8日現在)

48.5%

大原の合格者数は
直近1年分です!

比べたら分かる!
安心の実績

大原生合格者

256名

(専門課程 11名を含む)

全国官報合格者

527名

昨年から合格発表方法が変更され
合格者の確認が難しくなりました
＜詳細は大原HPへ＞



※大原生合格者は、全国大原グループにおいて合格するための授業、模擬試験等がすべて含まれたコースで、税理士試験合格に必要な受験科目の過半数を受講した方を対象としています。
◎資格の大原の合格実績には、公開試験のみの受講生、出版教材のみの購入者、資料請求者、情報提供のみの登録者、無料の役務提供者は一切含まれておりません。
※2024年度(第74回)税理士試験より合格発表の方法が受験地・受験番号・氏名から受験地・受験番号となり、合格者の確認が難しくなりました。

本解答は令和8年8月7日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕 —30 点—

問 1 (15 点)

(1) (4 点)

発泡酒とは、次に掲げる酒類（清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん、ビール、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー及び原料用アルコールに該当する酒類を除く。）で発泡性を有し、アルコール分が 20 度未満のものをいう。

- ① 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）。
- ② ①に掲げる酒類以外の酒類で、ホップ又は苦味料を原料の一部としたもの。
- ③ ①又は②に掲げる酒類以外の酒類で、香味、色沢その他の性状がビールに類似するもの。

(2) (3 点)

酒類製造者が、納税申告書をその提出期限内に提出した場合において、納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、当該申告書に記載した酒税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、当該酒類製造者が酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当する酒税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、1 月以内、当該担保の額に相当する酒税の納期限を延長することができる。

(3) (3 点)

酒税法は、日本国内で消費される酒類について酒税を課すものであるため、酒類製造者が輸出する目的で酒類をその製造場から移出する場合には、輸出免税の制度により、当該酒類については酒税を免除することとしている。

外国人旅行者等に販売する目的での酒類の移出は、酒類製造者が直接輸出する目的での移出ではないが、外国人旅行者等がその出国の際に国外へ持ち出すことを前提とすれば、輸出する酒類と同様に国内で消費されるものではないといえる。また、地方創生の推進や日本産酒類のブランド価値向上を図る等の観点も踏まえ、所定の手続に従って販売される酒類については、輸出する酒類と同様に酒税を免除することとしている（いわゆる「酒蔵ツーリズム免税」）。

(4) (3 点)

- ① 偽りその他不正の行為により酒類の販売業免許を受けた場合
- ② 免許の欠格要件に規定する者に該当することとなった場合
- ③ 2 年以上引き続き酒類の販売業をしない場合

※ 上記のほか、「酒税保全のための勧告又は命令の規定又は公正な取引の基準に関する命令の規定による命令に違反した場合」も別解となる。

(5) (2 点)

酒類製造者が製造免許を受けないで製造した原料用酒類を当該製造場から移出しようとするときは、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならないとされており、原料用酒類の移出は原則として禁止されている。

販売を前提としていない原料用酒類は流通を防止する必要があるため、その移出について取締りを行う必要があるため、当該規定が設けられている。

問 2 (15 点)

(1) 趣 旨 (5 点)

国産酒類の酒税の納税義務の成立は、原則としてその製造場からの移出の時とされているが、いったん製造場から移出された酒類であっても、その酒類が他の酒類の原料に使用される場合など直ちに消費のための流通過程に入らない場合がある。このような場合に、原則に従って課税することは、二重課税の問題や消費税本来の建前から好ましくないため例外規定を設け、一定の要件のもとにおいてその移出に係る酒税を免除することとしている。

(2) 一定の条件(適用要件) (10 点)

- ① 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類を、当該酒類をその原料とする酒類の製造場へ移出する場合
- ② 輸出業者（他から購入した酒類の販売を業とする者で常時酒類の輸出を行なうものをいう。）が輸出するための酒類を、当該酒類の蔵置場へ移出する場合
- ③ 自己の他の酒類の製造場又は蔵置場に移入するためのものを、当該酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合
- ④ 未納税移出の規定の適用を受けて酒類の製造場又は蔵置場から移出した酒類を当該製造場又は蔵置場に戻し入れるためのものを、当該製造場又は蔵置場へ移出する場合
- ⑤ 果実酒を集荷して移出する者の蔵置場に移入するための果実酒を、当該蔵置場へ移出する場合

(注) 上記において、酒類の蔵置場については、当該蔵置場の設置につき、その蔵置場の所在地の所轄税務署長の許可を受けた蔵置場に限る。

※ 上記のほか、『理論サブノート』問題 4－1 未納税移出〔2〕に掲げるものは別解となる。

〔第二問〕 —70点—

品目及びその判定理由

商品A

品 目	雑 酒 (1 点)
-----	-----------

(判定理由)

- ① 米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこした酒類で、アルコール分（10.0 度）が 22 度未満のものは、清酒に該当する。
- ② 果実（ぶどう果汁）及び水を原料として発酵させた酒類で、アルコール分（4.0 度）が 20 度未満のものは、果実酒に該当する。
- ③ 清酒に果実酒を加えて発酵させた酒類は、清酒及び果実酒とはならない。発酵による酒類であるが、アルコール以外の酒類（清酒及び果実酒）を使用しているものはその他の醸造酒ともならない。エキス分（3.0 度）が 2 度未満でないため、雑酒に分類される。

(4 点)

商品B

品 目	ビール (1 点)
-----	-----------

(判定理由)

- ① 麦芽及びホップを主原料として発酵させたアルコール含有物（酒類）で、麦芽比率（81.9%）が 50%以上であり、香味料（こんぶ、かぼちゃ）の重量（5 kg+5 kg=10 kg）が麦芽の重量の $\frac{5}{100}$ （500 kg× $\frac{5}{100}$ =25 kg）を超えておらず、アルコール分（3.0 度）が 20 度未満のものは、ビールに該当する。

麦芽比率

$$\frac{500\text{kg}}{500\text{kg}+100\text{kg}+5\text{kg}+5\text{kg}} = 81.9\%$$

- ② ビールにホップを加えて発酵させた酒類で、アルコール分（5.0 度）が 20 度未満のものは、ビールに分類される。

(4 点)

商品C

品 目	スピリッツ (1 点)
-----	-------------

(判定理由)

- ① 果実（ぶどう）、糖類（砂糖）及び水を原料として発酵させた酒類で、糖類の重量（105 kg）が果実に含まれる糖類の重量（200 kg）以下、砂糖を使用しており、アルコール分（13.0 度）が 15 度未満のものは、果実酒に該当する。
- ② 果実酒を蒸留した酒類であるが、含糖質物（砂糖）を使用しているものはブランデーとはならない。エキス分が 2 度未満であるため、スピリッツに該当する。
- ③ スピリッツにスピリッツを加えた酒類は、スピリッツに分類される。

(4 点)

(注) ②の酒類 400ℓのエキス分が問題文において明示されていないが、②の酒類 400ℓに加えたスピリッツ 20ℓのエキス分（0.0 度）及び混和後の酒類のエキス分（0.0 度）から、②の酒類 400ℓのエキス分は 2 度未満であると推定できる。

商品D

品 目	みりん (1 点)
-----	-----------

(判定理由)

米、米こうじ及びアルコール（原料用アルコール）を主原料としてこした酒類で、アルコール分（11.0 度）が 15 度未満、エキス分（40.0 度）が 40 度以上のものは、みりんに分類される。

(2 点)

商品E

品 目	果実酒 (1 点)
-----	-----------

(判定理由)

- ① 果実（みかん）、糖類（砂糖）及び水を原料として発酵させた酒類であるが、アルコール分（15.0 度）が 15 度未満でないものは果実酒とはならない。甘味果実酒に該当する。
- ② アルコール分（15.0 度）が 15 度以上 20 度未満の甘味果実酒に炭酸水を加えた酒類で、糖類（砂糖）の重量（210 kg）が果実に含まれる糖類の重量（220 kg）以下、砂糖を使用しており、アルコール分（8.0 度）が 15 度未満のものは、果実酒に分類される。

(3 点)

商品F

品 目	単式蒸留焼酎 (1 点)
-----	--------------

(判定理由)

- ① 穀類（麦）、穀類のこうじ（麦こうじ）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留した酒類で、アルコール分（55.0 度）が 45 度超のものは、原料用アルコール（単式蒸留アルコール）に該当する。
- ② 穀類（米）、穀類のこうじ（米こうじ）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留した酒類で、アルコール分（36.0 度）が 45 度以下のものは、単式蒸留焼酎に該当する。
- ③ 単式蒸留アルコールに単式蒸留焼酎を加えた酒類で、アルコール分（45.0 度）が 45 度以下のものは、単式蒸留焼酎に分類される。

(3 点)

商品G

品 目	ビール (1 点)
-----	-----------

(判定理由)

麦芽及びホップを主原料として発酵させた酒類で、麦芽比率（96.7％）が 50％以上であり、香味料（ごま、かき、蜂蜜）の重量（10 kg＋5 kg＋3 kg＝18 kg）が麦芽の重量の $\frac{5}{100}$ （600 kg× $\frac{5}{100}$ ＝30 kg）を超えておらず、アルコール分（6.0 度）が 20 度未満のものは、ビールに分類される。

麦芽比率

$$\frac{600\text{kg}}{600\text{kg}+10\text{kg}+5\text{kg}+3\text{kg}+2\text{kg}} = 96.7\%$$

(3 点)

商品H

品 目	リキュール (1 点)
-----	-------------

(判定理由)

① 米及び米こうじを主原料として発酵させた酒類であるが、こしていないものは清酒とはならない。発酵による酒類であるが、アルコール分（20.0 度）が 20 度未満でないものはその他の醸造酒ともならない。エキス分（5.0 度）が 2 度未満でないため、雑酒に該当する。

② 雑酒にみかん果汁を混和した酒類で、エキス分（10.0 度）が 2 度以上のものは、リキュールに分類される。

(4 点)

(注) ①の酒類については、そばを使用していることから清酒を否定することも考えられる。

① 適用税率

 各2点

品 目	商品名	計 算 過 程	税 率 (円／kℓ)
雑酒	A		200,000
ビール	B		181,000
スピリッツ	C		370,000
みりん	D		20,000
果実酒	E	(その他の発泡性酒類)	80,000
単式蒸留焼酎	F	$200,000 + 10,000 \times 25 \text{ 度} = 450,000$	450,000
ビール	G		181,000
リキュール	H		120,000
リキュール	I	(措法税率) ※ リキュール(商品H)に水を加えた酒類(商品I)は、リキュールに分類される	80,000

② 課税標準数量

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量 (ml)
雑酒	A	(1) 課税標準たる数量 $720 \text{ ml} \times (6 \text{ 本} \times 200 \text{ ケース} + 200 \text{ 本}) = 1,008,000 \text{ ml}$ (2) 免除に係る課税標準たる数量 $720 \text{ ml} \times 200 \text{ 本} = 144,000 \text{ ml}$ (3) $(1) - (2) = 864,000 \text{ ml}$ ※ 在フランス日本国大使館への移出は輸出免税	864,000
ビール	B・G	$350 \text{ ml} \times (24 \text{ 本} \times 3,000 \text{ ケース} - 20 \text{ 本})$ $+ 350 \text{ ml} \times 24 \text{ 本} \times 3,000 \text{ ケース} = 50,393,000 \text{ ml}$ ※ 食品衛生法の規定により収去された商品B20本は非課税	50,393,000
スピリッツ	C	(1) 課税標準たる数量 $720 \text{ ml} \times 6 \text{ 本} \times 1,500 \text{ ケース} + 350 \text{ ml} \times 30 \text{ 本} = 6,490,500 \text{ ml}$ (2) 免除に係る課税標準たる数量 $350 \text{ ml} \times 30 \text{ 本} = 10,500 \text{ ml}$ (3) $(1) - (2) = 6,480,000 \text{ ml}$	6,480,000
みりん	D	$1,800 \text{ ml} \times 24 \text{ 本} \times 1,200 \text{ ケース} = 51,840,000 \text{ ml}$ ※ 9月1日移出分は含めない	51,840,000
果実酒	E	$350 \text{ ml} \times 24 \text{ 本} \times 400 \text{ ケース} + 20,000 \text{ ml} + 200,000 \text{ ml} = 3,580,000 \text{ ml}$ ※ 試飲した20l及び200lは移出とみなして課税	3,580,000
単式蒸留焼酎	F	(1) 課税標準たる数量 $700 \text{ ml} \times 12 \text{ 本} \times 1,000 \text{ ケース} = 8,400,000 \text{ ml}$ (2) 免除に係る課税標準たる数量 $700 \text{ ml} \times 120 \text{ 本} = 84,000 \text{ ml}$ (3) $(1) - (2) = 8,316,000 \text{ ml}$	8,316,000
リキュール	H	$500 \text{ ml} \times 20 \text{ 本} \times 1,000 \text{ ケース} = 10,000,000 \text{ ml}$	10,000,000
リキュール	I	$200 \text{ ml} \times 40 \text{ 本} = 8,000 \text{ ml}$	8,000

③ 課税標準数量に対する本則税額

課税標準数量に対する 本則税額の合計額	17,957,573 円
------------------------	--------------

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する本則税額 (円)
雑酒	A	$0.864 \text{ k}\ell \times 200,000 = 172,800$	172,800
ビール	B・G	$50.393 \text{ k}\ell \times 181,000 = 9,121,133$	9,121,133
スピリッツ	C	$6.48 \text{ k}\ell \times 370,000 = 2,397,600$	2,397,600
みりん	D	$51.84 \text{ k}\ell \times 20,000 = 1,036,800$	1,036,800
果実酒	E	$3.58 \text{ k}\ell \times 80,000 = 286,400$	286,400
単式蒸留焼 酎	F	$8.316 \text{ k}\ell \times 450,000 = 3,742,200$	3,742,200
リキュール	H	$10 \text{ k}\ell \times 120,000 = 1,200,000$	1,200,000
リキュール	I	$0.008 \text{ k}\ell \times 80,000 = 640$	640

④ 課税標準数量に対する酒税額

課税標準数量に対する 酒税額の合計額	17,508,633 円
-----------------------	--------------

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する酒税額 (円)
		〈特例判定〉 (1) 前年度課税移出数量 $20\text{ kℓ} + 500\text{ kℓ} + 230\text{ kℓ} + 210\text{ kℓ} + 90\text{ kℓ} + 50\text{ kℓ} + 550\text{ kℓ} + 110\text{ kℓ}$ $= 1,760\text{ kℓ} \leq 3,000\text{ kℓ}$ (2) 当年度酒税累計額 ① $81,000,000 < 100,000,000$ ② $17,957,573$ ③ $① + ② = 98,957,573 \leq 100,000,000$ $\therefore$ 当月分はすべて特例適用 (3) 割合 $80,000,000 < (2)① \leq 100,000,000$ $80,000,000 < (2)③ \leq 100,000,000$ $1,000\text{ kℓ} < \text{ビール前年 } 1,050\text{ kℓ} (500\text{ kℓ} + 550\text{ kℓ}) \leq 1,300\text{ kℓ}$ $\therefore \frac{97.5}{100}$ (累計額 8,000 万円超 1 億円以下)	
雑酒	A	$172,800 \times \frac{97.5}{100} = 168,480$	168,480
ビール	B・G	$9,121,133 \times \frac{97.5}{100} = 8,893,104$	8,893,104
スピリッツ	C	$2,397,600 \times \frac{97.5}{100} = 2,337,660$	2,337,660
みりん	D	$1,036,800 \times \frac{97.5}{100} = 1,010,880$	1,010,880
果実酒	E	$286,400 \times \frac{97.5}{100} = 279,240$	279,240
単式蒸留焼 酎	F	$3,742,200 \times \frac{97.5}{100} = 3,648,645$	3,648,645
リキュール	H	$1,200,000 \times \frac{97.5}{100} = 1,170,000$	1,170,000
リキュール	I	$640 \times \frac{97.5}{100} = 624$	624

⑤ 控除を受けようとする酒税額

控除を受けようとする 酒税額の合計額	1,235 円
-----------------------	---------

品 目	商品名	計 算 過 程	控除を受けよう とする酒税額 (円)
みりん	D	※ 9月1日移出分については、9月分以降の酒税納税申告書で控除される	—
ビール	G	(1) 税率 181,000 (2) 戻入数量 350 ml×20 本 = 7,000 ml (3) 控除税額 ① $0.007 \text{ kℓ} \times (1) = 1,267$ ② $① \times \frac{97.5}{100} = 1,235$	1,235

⑥ 納付すべき酒税額

計 算 過 程	納付すべき酒税額 (円)
④－⑤ = 17,507,398 → 17,507,300 (百円未満切捨)	17,507,300 ①

□合格ラインの読み□

理論問題は、一部難易度が高めの項目も出題されていましたが、ひととおりの解答が望まれる問題でした。

計算問題は、問題文を慎重に読んで判断しないと解答を誤ってしまう出題もありましたが、多くは基本項目及び過去の類似論点の出題であり、また解答ボリュームも多くなかった問題でした。

〔第一問〕

問1 (1)は白紙にすることなく計算の知識も踏まえて相応の解答を残したいところです。(2)は「措置」という表現もあり、要求されている解答を慎重に判断する必要がありましたが、適切に解答したいところです。解答の3行目「当該税務署長」以降が述べられていれば合格答案となるでしょう。(3)は基本重要論点であり正確な解答が望まれます。(4)は手薄になりがちな内容ですが、難易度は高くはなく完答が望まれます。(5)は解答の後段部分がしっかり述べられていれば合格答案となるでしょう。

問2 基本重要論点であり正確な解答が望まれます。

〔第二問〕

品目の判定理由の部分的なミスや、課税標準数量の計算などのミスにより最終値は合わせられなくとも、品目、税率及び特例判定は合わせて全体としては正確な解答が望まれる問題でした。

・商品A（雑酒）輸出免税

第74回では「在日米国大使館」への移出が出題されましたが、本年度第76回では「在フランス日本国大使館」への移出が出題されました。「在日フランス大使館」への移出ではないことに留意する必要があります。日本国内にある外国の大使館などの外国公館等への酒類の移出は、酒税は免除されず課税移出となりますが、海外にある日本大使館などの在外公館等への酒類の移出は、外国への輸出になりますので、輸出免税が適用され酒税が免除されます。なお、読み間違いや勘違いしてしまった受験生は少なくなかったと予想されますので、これに関連する失点は許容範囲内と考えてよいでしょう。

・商品C（スピリッツ）輸出免税

本問においては「アメリカで行われた輸出商談会」で試飲させる目的での移出ですので、外国への輸出になり、輸出免税が適用されます。こちらは正答したいところです。

・商品G（ビール）香料料及びカラメル（着色料）

規則4②で規定されるビールの香料料として「かき」がありますが、これは牡蠣を意味するものであり、柿（果実）ではありません。ただし、本問において柿（果実）と捉えて判定したとしても大きな支障はないものと考えられます。また、ビールの副原料である着色料については、規則4①において「カラメルとする」と規定されており、本問のカラメルは着色料に該当するものであって香料料に該当するものではありません。

合格ラインを予想すると、合格ボーダーラインは、第一問は22点、第二問は59点、第一問と第二問の合計では81点になると予想されます。また、合格確実ラインは第一問と第二問の合計で91点になると予想されます。

【酒税法】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。
なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。

- ・本試験で大原のボーダーラインを超えている方
- ・直前答練で概ね上位6割以内に入っている方

いずれか
YES
→

次科目の学習をお勧めしますが、念のため、合格発表までの間は、酒税法の理論暗記を進めておきましょう。

↓ NO

合格発表までの間は酒税法の理論暗記及び2週間に1度のペースで直前期に実施した模擬試験の解き直し練習を進めておきましょう。

酒税法 コース紹介

1月開講【初学者短期合格コース】 講義回数：27回（週1回）

（講義時間：2時間30分、第19講より3時間）

酒税法につきましては、9月からのコース設定がございません。

学習ボリュームが最も少ない科目ですので、1月からの学習で十分に合格レベルの実力を付けることが可能です。次科目の学習がある方は、9月からは次科目の学習をスタートさせてください。

1月開講の初学者短期合格コースは、1月から5月までの18講でインプット講義を行いますが、インプット期においても演習対策がしっかりカリキュラムに組み込まれています。

19講からは直前期の模擬試験を実施し、合格レベルの実力を付けていくカリキュラムとなっていますので受験対策は万全です。

なお、早期に酒税法の学習対策をしていきたいとお考えの方につきましては、年内の自己学習プランをご案内いたしますので、酒税法担当講師にご相談ください。